

高槻市告示第 308 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

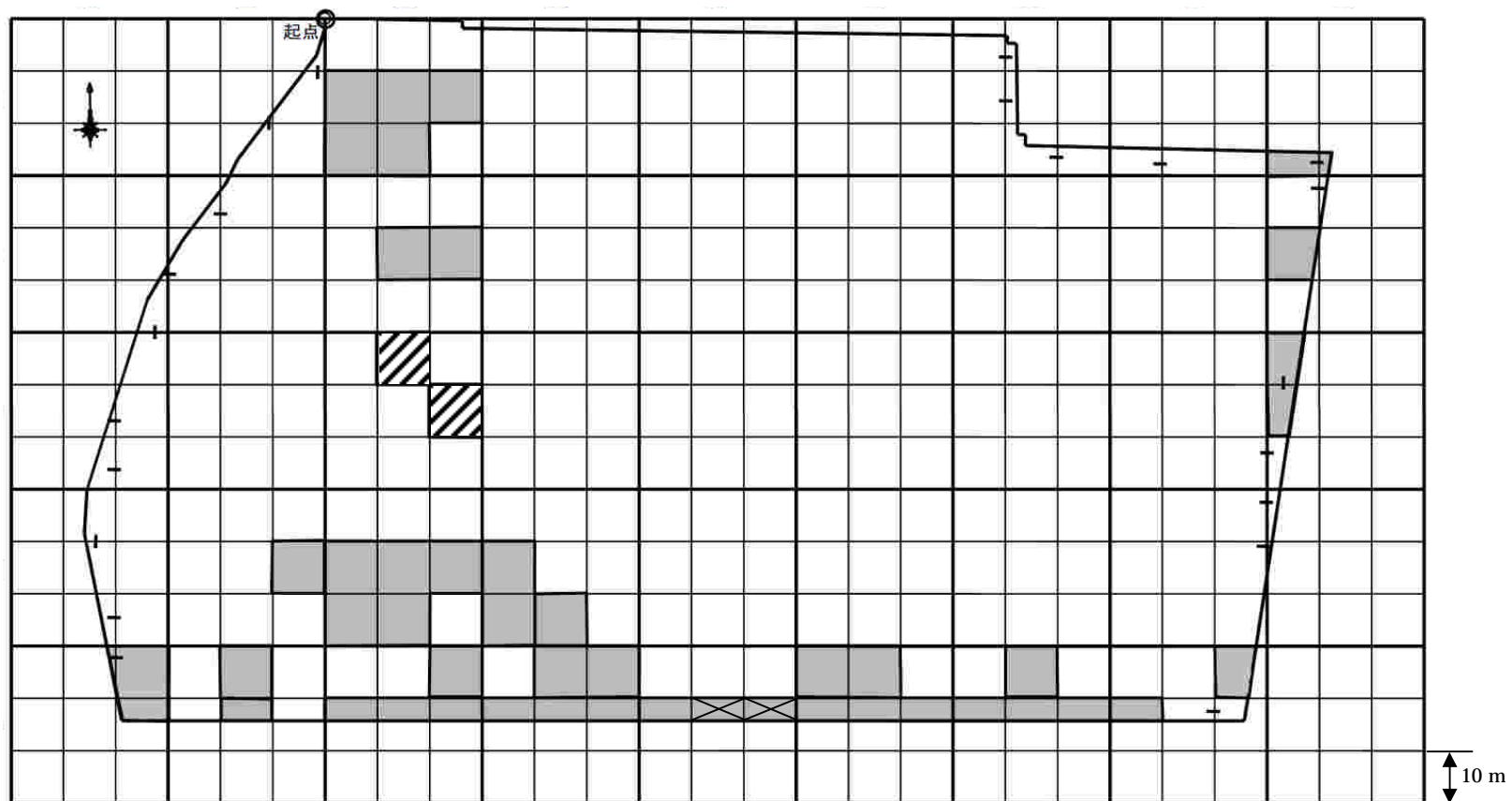
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 23 年 6 月 6 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 形質変更時要届出区域
南庄所町 93 番 1、95 番 1、96 番 1、97 番 1、99 番 5、213 番 17、217 番の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

凡例	土壌溶出量基準超過 :  ふっ素及びその化合物	 砒素及びその化合物	土壌含有量基準超過 :  鉛及びその化合物
----	--	---	--



注) 起点の座標は以下の通り。また、単位区画数を最小とするため、格子の線を右回りに37' 回転させた。

X = - 129077.058 Y = - 35280.824 (国際地球基準座標)

図1. 形質変更時要届出区域